被害者の訴訟参加制度に反対する会長声明

２００７年（平成１９年）４月１７日
千葉県弁護士会
会 長　山 下 洋 一 郎

第１　声明の趣旨

刑事訴訟において，犯罪被害者等に在廷権を認め，被告人や証人に対する発問権や求刑を含む事実と法令適用に関する意見を述べる権利を認めるという「被害者の訴訟参加制度」の導入には，強く反対する。

第２　理由

１　第１に，上記制度は，刑事司法の原理を著しく歪めるものである。

そもそも，近代刑事司法は，感情的な報復の連鎖を断ち切るため，被害者やその遺族等による犯罪者への私的な復讐を禁じ，国家機関である検察官に訴追・訴訟追行を行わせ，理性的な適正手続を経た上で犯罪者に対して公的な刑罰を与える制度であり，先人たちが長い歴史の中で築き上げてきた叡智の結晶である。

しかるに，犯罪被害者等に，在廷権だけでなく，発問権や求刑の権利を認めることは，国家機関に集中させたはずの訴訟追行権の一部を私人に与えることに外ならず，国家刑罰権を確立した現行刑事訴訟法の目的と矛盾する上，理性的な適正手続であるはずの刑事訴訟が被害感情等のはけ口となって審理が混乱したり，被告人の逆恨みや報復感情を増長させて感情的な報復の連鎖を招来する等の弊害が予想される。

２　第２に，上記制度は，刑事訴訟法の基本原則である「無罪推定の原則」に抵触するものである。

犯罪被害者等が訴訟手続に「当事者」として参加するということは，被告人が当該犯罪を行ったことが証明されていない段階で，検察官が犯罪被害者等と主張するに過ぎない者に訴訟手続への参加という特別の地位を認めることになるが，これは，犯罪被害者等であるかどうか不明な段階において，被告人が公訴事実の犯罪を行い公訴事実で被害者等とされる者に犯罪被害が生じたという前提で，刑事訴訟手続上は一般国民と異ならない立場の者を犯罪被害者等と確定するものに外ならず，無罪推定の原則に明らかに反するものである。

３　第３に，上記制度は，裁判員裁判の事実認定や量刑判断に不当な影響を及ぼすおそれがある。

刑事訴訟手続においては，事実認定者に対して判断資料となり得る適正な証拠のみが示され，事実認定者は適正な証拠に基づいて冷静かつ理性的に事実認定を行わなければならない。また，量刑判断は，罪刑の均衡や他の事件との公平にも配慮しなければならない。

しかるに，裁判員裁判における裁判員は，法的知識が十分とは言えない一般人であり，その面前で被害者等が被告人と直接対峙して感情的な質問や応答がなされた場合には，裁判員の情緒に対して強い影響を及ぼし，証拠に基づかない事実認定がなされたり，量刑判断の際にも過度の厳罰が認められたりすることが危惧される。

４　第４に，上記制度は，必ずしも被害者等の保護につながらず，却って二次被害等の問題が生じることが予想される。

上記制度を導入した場合，被告人の逆恨みや報復感情を恐れて被害者等が訴訟に参加しない場合には，被害感情が過小に評価され，他方，訴訟に参加した場合には，被害者等の質問に対する被告人の感情的な反発により二次被害が発生することも予想される。

第３　結語

以上のように，「被害者の訴訟参加制度」は近代刑事司法の理念を著しく歪め，多くの弊害や混乱をもたらすものであり，上記制度の導入には強く反対する。